所 管 課 名	学校教育課			
件 名	犬山中学校調理室ガス配管改修工事			
契 約 内 容	調理室のガス配管改修工事			
契 約 期 間	令和元年10月2日から令和元年10月31日まで			
契 約 締 結 日	令和元年10月1日			
契 約 相 手 方	犬山瓦斯株式会社			
契 約 金 額	478, 500円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	当該工事は、ガス事業法第48条の規定により、経済産業大臣の許可を受けた業者によって施工することになっており、また、その施工についても、ガス事業法第48条の規定により経済産業大臣の許可を受けた託送供給約款に基づき施工する必要があります。上記の条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とするガス事業者は犬山瓦斯株式会社のみのため。			
その他特記事項 ※ 木件についてのお問	引い合わせ生 学校教育理			

所	管 課	名	整備課			
件		名	橋中・木津第二雨水幹線整備付帯工事(その2)			
契 糸	約 内	容	既設護岸撤去工 一式			
契約	約 期	間	令和元年9月12日~令和元年11月29日			
契約	締結	日	令和元年9月11日			
契約	相手	方	犬山建設株式会社			
契 糸	約 金	額	668, 800円			
			地方自治法施行令第167条の2第1項			
			第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
			第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
			第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根	処 規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
			○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
			第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
			第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
			第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
及	契約の◯	び	当該工事は、過去に行った橋中雨水幹線整備工事完了区間において、水路上部の歩道化工事を行うにあたり、側溝据付に支障となる残置された護岸を撤去するものである。施工については、側溝工時の床掘に合わせて既設護岸を撤去する必要があり、現工事と連続性が求められるものである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付すことが不利と認められるとき)に該当するとし、犬山建設株式会社と随意契約するものです。			
	也特記		ひらわせ先を構理			

所	管	課	名	整備課			
件			名	土地改良施設改修付帯工事(その2)			
契	約	内	容	洪水吐き浚渫工 V=20 m³ 浚渫土仮置き工 V=20 m³			
契	約	期	間	令和元年11月6日~令和元年12月6日			
契	約約	帝 結	B	令和元年11月5日			
契	約 4	泪 手	方	株式会社久保田建設			
契	約	金	額	880,000円			
				地方自治法施行令第167条の2第1項			
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根	拠	規	定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
及		約の理定の理	び	当該工事は、令和元年10月25日に発生したゲリラ豪雨(122mm/24h)により、市が管理する常福寺洞池の洪水吐き側面部の法面が崩壊し、洪水吐き内に大量の土砂が流れたことにより閉塞した状態となったため、早期に土砂撤去し機能復旧を行うものである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するとし、株式会社久保田建設と随意契約するものです。			
そ(		寺記事		ひらわせ先を構理			

所	管	課	名	整備課			
件			名	道路改良付帯工事 市道富岡荒井線			
契	約	内	容	土工       N=1式         管渠工       L=180m         付帯工       N=1式			
契	約	期	間	令和元年11月14日~令和2年3月19日			
契約	約約	帝 結	日	令和元年11月13日			
契約	約	目 手	方	葉山建設株式会社			
契	約	金	額	818, 400円			
				地方自治法施行令第167条の2第1項			
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
				○ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
及		りの理	び	当該工事は、葉山建設株式会社と契約している市道富岡荒井線道路改良工事(以下本工事)と同一工事箇所内(犬山市字番前地内)の付帯工事である。当該工事は、本工事工区内に接続する工事用道路及び本工事により復旧が必要となる現況用水路を施工するものである。当該工事で施工する工事用道路は、本工事の施工において使用する重機及び資材の搬入に必要な道路であり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に該当するとし、葉山建設株式会社 と随意契約するものです。			
·		詩記事		ひ合わせ先を整備課			

所 管 課 名	環境課			
件名	都市美化センター排水処理設備ろ過材等取替工事			
契 約 内 容	都市美化センター排水処理設備のろ過材及びマンホールパッキンの取替			
契 約 期 間	R1. 10. 4~R1. 12. 2			
契約締結日	R1. 10. 3			
契約相手方	株式会社 東洋エンタープライズ			
契 約 金 額	396,000円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事の施工にあたっては、焼却施設を停止する必要があるため、可燃ごみの計画的な焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ確実な施工が要求される。本工事で取替を行うろ過材及びマンホールパッキンが設置されているろ過機の製作メーカーである株式会社東洋エンタープライズは、ろ過機の構造等を熟知しており、本工事の施工を最も迅速かつ確実に実施できる事業者として認められるから。			
その他特記事項	い合わせ生 環境理			

所 管 課 名	環境課			
件名	都市美化センター粗大ごみ処理施設貯留コンベアエプロンパン補修工事			
契 約 内 容	破損した都市美化センター粗大ごみ処理施設貯留コンベアのエプロンパンの緊急補修			
契 約 期 間	R1. 10. 8~R1. 11. 22			
契約締結日	R1. 10. 7			
契 約 相 手 方	極東開発工業 株式会社			
契 約 金 額	605, 000円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	都市美化センターの粗大ごみ処理施設破砕機の運転中に、貯留コンベアのエプロンパンのうち2枚が、取付けのための溶接部の経年劣化により脱落し、脱落したエプロンパンが貯留コンベアの駆動部に噛み込み、貯留コンベアの運転が不可能な状況となったため、粗大ごみ・不燃ごみの破砕処理が全くできない状況に陥った。 粗大ごみ・不燃ごみの破砕処理を一刻も早く再開するために、破損した粗大ごみ処理施設貯留コンベアのエプロンパンの補修工事を緊急で実施する必要がある。 また、本工事で必要となる資材である、エプロンパンは都市美化センター粗大ごみ処理施設の貯留コンベア用の専用部品であるため、都市美化センター粗大ごみ処理施設の貯留コンベアを設計・製造・施工した事業者が当該部材を最も速やかに調達することが可能であり、緊急で施工する必要があるという要求に応じることが最も可能である事業者として認められる。 これらの理由及び設計額130万円以下の工事という理由により、本工事の契約方法については、都市美化センター粗大ごみ処理施設の貯留コンベアを設計・製造・施工した事業者である、極東開発工業株式会社を契約の相手方とした随意契約とするもの。			
その他特記事項	い合わせ生を一環境理			

所 管 課	名	環境課			
件	名	都市美化センター粗大ごみ処理施設破砕機ローターディスク等更新・トロンメル補修工事			
契 約 内	容	都市美化センターの粗大ごみ処理施設の破砕機のローターディスク等の更新・トロンメル の補修			
契 約 期	間	R1. 11. 1~R2. 3. 6			
契 約 締 結	日	R1. 10. 31			
契 約 相 手	方	極東開発工業 株式会社			
契 約 金	額	66, 000, 000円			
		地方自治法施行令第167条の2第1項			
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
		○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理 及 業者選定の理	び	本工事で施工する都市美化センターの粗大ごみ処理施設の破砕機のローターディスクの更新を行う際に必要となる、ハンマーヘッド、ハンマーアーム、ローターディスク、シャフト等の取付け後の調整等の作業の施工の良否が破砕機本体の処理能力に大きな影響を及ぼすため、本工事の施工事業者に対しては、本処理施設の破砕機の構造及び機能を熟知していることが非常に強く求められる。  加えて、本工事で補修を行うトロンメルの篩網の網目の口径や篩網の設置角度がトロンメル本体の分別性能に大きな影響を及ぼすため、本工事の施工事業者に対しては、本処理施設のトロンメルの構造及び機能を熟知していることが非常に強く求められる。  本処理施設の設計・施工を行った事業者である、極東開発工業株式会社が、本工事の施工事業者に強く求められる上記の条件に最も合致した事業者であると考えられるため、本工事の契約相手方として、極東開発工業株式会社を選定したもの。  (※) 上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、極東開発工業株式会社を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。			
その他特記事	項	·스성·나선 평控部			

所 管 課 名	環境課			
件名	都市美化センター焼却施設ごみクレーン走行車輪交換整備工事			
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設ごみクレーンの走行車輪の交換整備			
契 約 期 間	R1. 11. 1~R1. 12. 9			
契約締結日	R1. 10. 31			
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研			
契 約 金 額	767, 800円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由及が業者選定の理由	都市美化センター運転管理業務委託の業務内容にはごみクレーンの年次点検が含まれており、本年度も11月に運転管理業務委託の受託者である、株式会社川崎技研がごみクレーンの年次点検を実施予定である。  ごみクレーンの年次点検の実施者である、株式会社川崎技研が年次点検と合わせて本補修工事を実施する場合、焼却施設の停止期間の短縮、工事費の削減等の効果が期待できると考えられる。  そのため、本工事については、株式会社川崎技研と随意契約を締結し、年次点検に合わせて施工した方が競争入札に付するよりも有利となると判断されるから。			
その他特記事項	い合わせ生			

所 管 課 名	環境課			
件名	都市美化センター 1 号炉バグフィルタエアノッカー用シーケンサー部品交換工事			
契 約 内 容	1 号炉バグフィルタのエアノッカー用シーケンサー部品の交換			
契 約 期 間	R1. 11. 22~R1. 12. 27			
契約締結日	R1. 11. 21			
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研			
契 約 金 額	378, 400円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由及が業者選定の理由	都市美化センター1号炉バグフィルタのエアノッカーの自動制御が不可能となったため、都市美化センターの焼却施設における工事を今年度施工した実績のある、プラントメーカー以外の機械設置事業者のうち1社に現況調査を依頼したところ、自動制御が不可能になった原因はエアノッカーのシーケンサーの部品の故障であり、復旧するためには、故障したシーケンサーの部品交換が必要となるが、シーケンサーの動作時にシーケンサーと焼却施設のプラントオペレーションシステムとの間で各種データの交換が行われるため、故障したシーケンサーの部品交換については、部品交換後の正常動作の確保という観点から、今回の部品交換工事を施工できる事業者はプラントメーカー以外にはないと判断されるとの見解が示された。 上記の理由により、本工事の契約については、工事内容が入札に適さない内容であると判断されるため、契約の相手方を焼却施設のプラントメーカーである、株式会社川崎技研とした随意契約とするもの。			
その他特記事項 ※ 本件についてのお問い	い合わせ先 環境課			

所	管	課	名	都市整備部 水道課			
件			名	楽田浄水場テレメーター修繕			
契	約	内	容	水道施設の遠方監視装置が故障した為、修繕を実施する。			
契	約	期	間	令和元年10月8日から令和元年12月20日			
契	約約	帝 結	日	令和元年10月8日			
契	約 柞	1 手	方	(株) ウォーターエージェンシー 名古屋営業所			
契	約	金	額	621, 500円			
				地方自治法施行令第167条の2第1項			
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
及		的の理定の理	び	水道施設の遠方監視装置が故障し、施設稼働状況等を確認することが不可となり、一刻も早い修繕が必要である。そういった状況の中で、監視装置の製造元で構造及び故障個所の特定等、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。			
そ(		寺記事		引い合わせ失 都市整備部 水道理			

所管課	<b>指</b> 都同	都市整備部 水道課			
件名	1 配力	大管漏水修繕			
契 約 内 名	<b>下</b> 酉己力	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。			
契約期間	<b>十</b> 令和	n元年10月9	日から令和元年10月21日		
契約締結日	令和	n元年10月9	日		
契約相手ブ	ī (株	)水野設備			
契 約 金 客		, 200円			
	地力	方自治法施行	「令第167条の2第1項		
		第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))		
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。		
根拠規定		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		
		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。		
随意契約の理 及 業者選定の理 6	要 要	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。			
その他特記事項 ※ 本件についての			都市整備部 水道理		

所 管 課 名	歴史まちづくり課			
件 名	令和元年度旧堀部家住宅主屋土壁改修工事			
契 約 内 容	昨年施工箇所の中塗り、仕上塗り 一部ひび割れ箇所の解体、中塗り、仕上塗り			
契 約 期 間	令和元年12月1日~令和2年3月18日			
契約締結日	令和元年12月1日			
契 約 相 手 方	安達建築株式会社			
契 約 金 額	金3, 427, 600円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))			
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由及が業者選定の理由	旧堀部家住宅の土壁改修工事は、伝統工法による工事で、何層にも土を塗り重ねる工程を経る。 今回の土壁工事は、昨年までに、荒壁塗まで完了した箇所には中塗りと仕上塗りを、中塗りまで完了している箇所には仕上塗りをする。その施工にあたっては、昨年度の施工状況を十分に把握し、乾燥状況の確認や土を塗る前の下処理が必須である。このような工事を同一の施工者以外の者が施工するとその責任体制が不明確になり、著しい支障をきたす恐れがある。本来、同一契約内で施工すべきであるが、H30年度の施工後、長期にわたる乾燥期間(約1年)が必要で、長期にわたる契約期間はその管理費が膨大となること、乾燥期間中は、足場をすべて解体し、建物を公開利用(堀部家住宅は賃貸借契約をしている)することによりやむを得ず契約をわけたものである。昨年の施工業者の安達建築株式会社は、伝統的建造物の修理に十分な実績を有し、今回の工事に必要な左官の技術に卓越した施工者をもって昨年の工事を完了しており、その施工方法と施工結果にも問題なかった。以上の理由から平成30年度施工者である安達建築株式会社を選定する。			
その他特記事項	引い合わせ生 厥中またべく U 部			